平成２９年（フ）第２１号
広島県三原市本郷北４丁目33番16号
債務者　河戸　成弘
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２５号
広島県尾道市瀬戸田町宮原2311番地
債務者　橋本　英信
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７１号
愛媛県松山市朝生田町７丁目９番23号　ジョイフル第２朝生田501号
債務者　坂本喜美子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
宮崎市高岡町花見761番地３、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸334番地２
債務者　長嶺　一文
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９７号
宮崎市薫る坂１丁目16番５号
債務者　立石　　香
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０３号
宮崎市潮見町146番地３　山下コーポ310号
債務者　佐藤　正春
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３号
鹿児島県南九州市川辺町野崎5068番地
債務者　滿冨　哲郎
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第５８号
秋田市新屋比内町１番７号　パールハイツＡ103号
債務者　髙橋　歩子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０号
秋田市飯島美砂町７番70号
債務者　澤田石峰子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
富山市犬島５丁目８番18―101号　レオパレス犬島
債務者　清水　浩子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
長野県諏訪郡原村11885番地１　サンテラス原Ａ102
債務者　吉光久美子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３７号
奈良県橿原市中曽司町313番地の６　エスポワールⅠ　102、前住所大阪市鶴見区鶴見３丁目４番17―202号
債務者　村嶋　伸彦
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
奈良県橿原市中曽司町313番地の６　エスポワールⅠ　102、前住所大阪市鶴見区鶴見３丁目４番17―202号
債務者　村嶋知佳子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
熊本市東区保田窪本町15番52号　藤荘Ａ－２、前住所熊本市東区錦ケ丘９番９－201号錦ヶ丘M
債務者　前田　浩子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番４－203号県営住宅
債務者　倉本　亜依（旧姓下野）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４３号
宮崎県延岡市天下町1115番地１
債務者　酒井とみえ
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４８号
宮崎県日向市大字細島667番地183　市営細島住宅１棟６号
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部